

水洗化の普及促進

下水道のあるまち

快適な生活

快適な水洗式トイレが使えるようになり、悪臭のない、さわやかな生活ができるようになります。



美しい自然

汚れた水は、きれいにしてから流すため、川や海の水を汚さず、美しい自然が守られます。



きれいなまち

いままで台所・洗面・風呂の雑排水を流していた側溝がきれいになり、蚊やハエ、悪臭の発生を防いで快適で衛生的な暮らしができます。

下水道が使える区域(供用開始区域)の皆さんにしてください

①排水設備の設置(下水道法第10条)

家庭の台所やお風呂などの生活雑排水は、遅延なく下水道に接続して下さい。また、浄化槽も廃止し、下水道に接続していただきます。

②水洗トイレへの改造(下水道法第11条の3)

くみ取り式トイレは、供用開始から3年以内に水洗式トイレに改造して下さい。

